

大田区奨学金の人材確保型特別減免制度の対象資格追加について

1 概要

大田区奨学金の人材確保型特別減免制度は、区内における専門性の高い福祉系人材の確保・定着を支援することを目的として、一定の要件を満たした者に対して区貸付型奨学金の返還金を減免するもので、令和2年度に創設した。

本制度の減免要件の一つである職務に係る保有資格、免許等について再度検討し、現行制度で規定されていない資格、免許等を追加することとした。

2 根拠条例等

(1) 大田区奨学金条例

(2) 大田区奨学金条例施行規則（以下「規則」という。）

※本対象資格の追加に伴う改正は、規則のみ。

3 追加する資格、免許等（規則別表の改正）

区分	資格、免許等	
	(現行)	(追加)
介護	介護福祉士 社会福祉士 精神保健福祉士 介護支援専門員 介護職員初任者研修修了 介護福祉士実務者研修修了	看護師（准看護師含む） 保健師 栄養士 管理栄養士 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士 柔道整復師 あん摩マッサージ指圧師 はり師 きゅう師
障害	介護福祉士 社会福祉士 精神保健福祉士 公認心理師	看護師（准看護師含む） 保健師 栄養士 管理栄養士 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士

		保育士 介護支援専門員 介護職員初任者研修修了 介護福祉士実務者研修修了
保育	保育士	看護師（准看護師含む） 保健師 栄養士 管理栄養士
幼稚園	幼稚園教諭	看護師（准看護師含む） 保健師 栄養士 管理栄養士

4 施行日

令和3年4月1日（改正規定の適用日：令和2年4月1日）

5 参考（減免の要件等）

（1）勤務、居住及び納付要件（現行のとおり）

勤務要件	区指定の施設等に継続して満3年勤務している。
居住要件	勤務要件期間中、区内に住所を有する。
納付要件	履行期限が到来した奨学金を返還しており、勤務要件期間中の住民税を完納している。

（2）勤務時間に関する規定について（現行のとおり）

区分	事業所等	勤務時間
介護	介護保険法に規定する事業等を行う指定を受けた事業所等（職種に関するものに限る）	1週間につき32時間以上の勤務形態で事業所等と雇用契約を結んでいること。
障害	障害者総合支援法又は児童福祉法に規定する事業等を行う指定を受けた事業所等（職種に関するものに限る）	
保育	認可保育所、認証保育所、小規模保育（C型除く）、定期利用保育	1日につき6時間以上かつ1か月につき20日以上の勤務形態で事業所等と雇用契約を結んでいること。
幼稚園	幼稚園	